

大分県報

令和四年

第三一九号

六月二十四日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可……………一

指定予定保安林（二件）……………一

道路の供用開始……………二

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二

公告

土地改良区の役員の就退任（二件）……………二

土地改良区の役員の退任……………四

競争入札参加者の資格に関する公示……………四

一般競争入札の実施……………五

落札者等の公示……………一一

○告示

大分県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和四年六月二十四日

大分県知事 広瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

荻柏原土地改良区

竹田市

令四・六・一三

大分県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年六月二十四日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町阿蘇野字平連二八九三番一九（次の図に示す部分に限る。）、二八九三番一、二八九三番三、二八九三番五、二八九三番九から二八九三番一七まで、二九五四番二から二九五四番八まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年六月二十四日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町阿蘇野字平連二八九三番二、二八九三番四、二八九三番六から二八九三番八まで、二八九三番二〇から二八九三番三三まで、二八九四番

二 指定の目的

水源の涵養
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

主要地方道中津高田線

宇佐市大字浜高家字浜筋通二二〇番四から
宇佐市大字浜高家字浜筋通二二九番五まで

令四・六・二四

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
四 指定老人ホーム中

「特別養護老人ホーム長良苑 ユニット型
「特別養護老人ホーム長良苑 ユニット型
サービスタワー付き高齢者向け住宅みどりの郷優しい風

〇公 告

「 大字長良四九五六」を
「 大字長良四九五六
「 本匠大字笠掛一五八九一」に改める。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安心院土地改良区（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和四年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|--------------------------------------|
| 理事 | 衛藤 博幸 | 宇佐市安心院町妻垣八八四番地の二一 |
| " | 佐田 則昭 | " 安心院町内川野四三二番地の一 |
| " | 新開 洋一 | " 安心院町下毛二〇六五番地の四 |
| " | 石川 哲人 | " 安心院町下毛一六八〇番地 |
| " | 石井 和弘 | " 安心院町上市四六番地の二 |
| " | 佐藤 克己 | " 安心院町今井八三番地 |
| " | 赤野 尚 | 別府市大字南立石一〇八二番地の一六五 西別府台住宅C棟（ふたば）五〇三号 |
| " | 菅原 維範 | 宇佐市安心院町尾立五五番地の一 |
| " | 岡部 義博 | " 安心院町東椎屋二〇一番地 |
| " | 宮川 竹則 | " 安心院町廣谷七三番地 |

| | | | |
|----|------|-----------------|-------------------|
| 〃 | 役員 | 氏名 | 住所 |
| | 理事 | 衛藤博幸 | 宇佐市安心院町妻垣八八四番地の二一 |
| | 〃 | 新開洋一 | 〃 安心院町下毛二〇六五番地の四 |
| | 〃 | 勝尾修 | 〃 安心院町折敷田九八番地 |
| | 〃 | 石川清司 | 〃 安心院町飯田四〇九番地の一 |
| | 〃 | 大塚雅也 | 〃 安心院町上市二七〇番地 |
| | 〃 | 森山繁則 | 〃 安心院町川底三三一番地 |
| | 〃 | 廣末一明 | 〃 安心院町筧ノ口七二九番地の二 |
| | 〃 | 菅原維範 | 〃 安心院町尾立五五番地の一 |
| | 〃 | 遠嶋昭吾 | 〃 安心院町板場七五一番地 |
| | 〃 | 坪井修 | 〃 安心院町大見尾一二〇九番地 |
| | 〃 | 佐田則昭 | 〃 安心院町内川野四三一番地の一 |
| | 〃 | 矢野冠司 | 〃 安心院町妻垣七五三番地の二 |
| | 〃 | 佐藤明 | 〃 安心院町矢崎五七一番地の三一 |
| 監事 | 上田悦治 | 〃 安心院町木裳六三一番地の四 | |
| 〃 | 藤野泰介 | 〃 安心院町廣連一八六番地 | |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、女子畑土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年六月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | |
|---|------|---------------|------------------|
| 〃 | 役員 | 氏名 | 住所 |
| | 理事 | 財津博 | 日田市天瀬町女子畑六三六番地二 |
| | 〃 | 田中正勝 | 〃 天瀬町女子畑二五四三番地 |
| | 〃 | 江田登美夫 | 〃 天瀬町女子畑一一九六番地 |
| | 〃 | 江田近 | 〃 天瀬町女子畑五九〇番地四一 |
| | 〃 | 鈴木重徳 | 〃 天瀬町合田六七番地 |
| | 〃 | 小野正孝 | 〃 天瀬町女子畑二五七四番地二 |
| | 〃 | 小関佐寿 | 〃 天瀬町女子畑一一六六番地二 |
| | 〃 | 中村正行 | 〃 天瀬町合田一一五九番地一 |
| | 〃 | 小関均 | 〃 天瀬町女子畑一二八八番地二 |
| | 〃 | 羽野文義 | 〃 刃連町一八番地 石松住宅五号 |
| | 〃 | 梶原茂 | 〃 天瀬町女子畑一七六七番地 |
| | 〃 | 小関一良 | 〃 天瀬町女子畑一二九〇番地三 |
| | 監事 | 高瀬俊和 | 〃 天瀬町女子畑二四二八番地 |
| 〃 | 財津秀彦 | 〃 天瀬町女子畑九二一番地 | |
| 〃 | 園田明 | 〃 天瀬町女子畑一二七番地 | |

令和四年六月二十四日

大分県報（公告）

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 理事 | 氏名 | 住所 |
| 財津 博 | 田中正勝 | 日田市天瀬町女子畑六三六番地二 |
| 小野正孝 | 小野正孝 | 天瀬町女子畑二五七四番地二 |
| 長尾裕幸 | 長尾裕幸 | 天瀬町女子畑二三九四番地二 |
| 鈴木正義 | 鈴木正義 | 天瀬町合田五三番地 |
| 小関謙太郎 | 小関謙太郎 | 天瀬町女子畑二二九四番地三 |
| 小関均 | 小関均 | 天瀬町女子畑二二八八番地二 |
| 江田近 | 江田近 | 天瀬町女子畑五九〇番地四一 |
| 梶原茂 | 梶原茂 | 天瀬町女子畑一七六七番地 |
| 矢幡聖二 | 矢幡聖二 | 天瀬町合田一三五八番地 |
| 財津慶昭 | 財津慶昭 | 天瀬町女子畑一〇九二番地 |
| 養父喜徳 | 養父喜徳 | 天瀬町女子畑三六二番地 |
| 監事 | 財津秀彦 | 天瀬町女子畑九二一番地 |
| 長谷部博樹 | 長谷部博樹 | 天瀬町女子畑一三〇七番地 |
| 井上勝彦 | 井上勝彦 | 天瀬町女子畑二二八〇番地一 |
| 松本正晴 | 松本正晴 | 天瀬町塚田二五九番地 |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、提子土地改良区（由布市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。
令和四年六月二十四日

（退任役員）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

住所

由布市挾間町筒口一〇六五番地二

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和四年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事のうち、土木一式工事 令和四年度交安改国佐第一号道路改良工事

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 次のいずれかに該当する事実があつた後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があつた後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(三) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(四) 建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第二十条七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていない者

(五) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和三十九年大分県告示第四百八十一号）第八の一の(三)及び第八の二の(四)で定める暴力関係者に該当する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 建設業法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果

(二) 工事経歴

(三) 工事成績

(四) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号イ若しくはハに該当する職員の数

(五) 信用度

(六) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格申請の方法等（県内に本店を有し、令和四年四月二十二日から令和六年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に記載されている建設業者及び県外に本店を有し、令和四年四月二十二日から令和六年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に記載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問い合わせ先

大分県土木建築部公共工事入札管理室入札管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一―

電話 ○九七―五〇六―四五二七

3 申請の時期

令和四年六月二十四日から同年七月二十七日までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和六年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ（インターネットによる入手が困難な者に限る。）。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/n-shikakushinsei.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった後三年間物品等の競争入札に参加

できないものとする。

2 1により入札参加資格を取り消したとき、当該資格者はその旨を通知する。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。
令和4年6月24日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるものは大分県電子入札運用基準による。

二 本案件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

令和4年度交安改国佐第1号道路改良工事

(2) 工事場所

国道217号 佐伯市大字狩生～戸穴

(3) 工期

契約締結の日の翌日から令和7年10月16日まで

(4) 工事概要

ア 構造形式：トンネル工（NATM）1式

イ 延 長：全体延長721.6m（トンネル延長675m）

ウ 幅 員：w=6.5（10.0）m

エ 標準内空断面面積：約68㎡

(5) 使用する主要な資機材

ア コンクリート：約9,500㎡

イ 鋼材：約290t

ウ ロックボルト：約9,600本

(6) 予定価格

2,970,157,300円（予定価格×100/110=2,700,143,000円）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)及び(2)の全ての要件を満たしている特定建設工事共同企業

体（以下「共同企業体」という。）に限り入札参加を認める。

(1) 共同企業体の要件

共同企業体の要件については大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。）により、以下のとおりとする。

ア 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。

イ 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は3者であること。

ウ 共同企業体を代表する企業（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。

エ 全ての構成員が20%以上の出資比率であること。

オ 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3箇月間存続するものであること。

また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。

カ 結成方法は自主結成とする。

キ 構成員の組合せは、2の(2)のア及びイの全てを満たす「代表構成員」1者と、2の(2)のア及びウの全てを満たす「その他の構成員A」1者と、2の(2)のア及びエの全てを満たす「その他の構成員B」1者の3者の組合せとする。

なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。また、「代表構成員」としての要件を満たす者同士の組合せは認めないものとする。

(2) 構成員の要件

ア 全構成員

次の(ア)から(ウ)までの全てのを満たしていること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）により土木一式工事の資格認定を受けている者であること。

(ウ) 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止

要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

(オ) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(カ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

(キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ク) 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと（同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）。

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 資本関係

(a) 親会社と子会社の関係
親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(c) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の競争入札参加資格を有している場合に限る。

ハ 人的関係

(a) 一方の会社等の役員（取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（台名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役を除く。以下同じ。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつては大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長又は営業所長等）を含む。）が、他方の会社等の役員を兼ねている場合に限る。

| | |
|---|---|
| <p>ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。</p> <p>(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。この場合において、関連会社の行った入札は、いずれも無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p> <p>イ 代表構成員</p> <p>次の(ウ)から(イ)までの全ての要件を満たしていること。</p> <p>(ウ) 建設業法第27条の29の規定に基づき総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、1,500点以上であること。ただし、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が競争入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。</p> <p>(イ) 平成19年4月1日以降にNATM（ナトム）工法による内空断面55m以上かつ施工延長550m以上のトンネル工事を履行した経験の有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>(ウ) 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならぬ。</p> <p>a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>b 監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習を修了しているものであること。</p> <p>c 現場代理人又は主任（監理）技術者として、(イ)に掲げる工事に従事した経験を有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> | <p>代理人については、(イ)に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限る。</p> <p>d 競争入札参加資格確認資料提出日以前3箇月以上に雇用された者であること。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症対策による特例措置は入札説明書のとおりとする。</p> <p>e 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>ウ その他の構成員A</p> <p>次の(ウ)から(イ)までの全ての要件を満たしていること。なお、(イ)の(ウ)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員A」となることはできない。</p> <p>(ウ) 建設業法第27条の29の規定に基づき総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、910点以上であること。ただし、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が競争入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。</p> <p>(イ) 平成19年4月1日以降にNATM（ナトム）工法によるトンネル工事を履行した経験を有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>(ウ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>b 競争入札参加資格確認資料提出日以前3箇月以上に雇用された者であること。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症対策による特例措置は入札説明書のとおりとする。</p> <p>c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>エ その他の構成員B</p> <p>次の(ウ)及び(イ)の全ての要件を満たしていること。なお、(イ)の(ウ)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員B」となることはできない。</p> <p>(ウ) 平成19年4月1日以降に道路改良工事を履行した経験を有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>(4) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>b 競争入札参加資格確認資料提出日以前3箇月以上に雇用された者であること。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症対策による特例措置は入札説明書のとおりとする。</p> <p>c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病氣、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課 郵便番号870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県土木建築部道路建設課管理班（大分県庁舎新館7階） 電話 097 - 506 - 4724 FAX 097 - 506 - 1774 E-mail a17140@pref.oita.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法</p> <p>ア 入札説明書 令和4年6月27日（月）から同年8月31日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下これを「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所へ直接交付を受けるか、大分県共同利用型入札情報サービスシステム（https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU）から直接入手すること。</p> <p>イ 設計図書 令和4年6月27日（月）から同年9月9日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で閲覧すること。 なお、希望者に対して閲覧用設計図書のデータを記録したCD-Rを配布する。CD-Rの配布を希望する者は、上記の閲覧期間内に、(1)の場所へ引換用のCD-R（未使用650MB以上）を持参すること。</p> <p>ウ 注意事項 入札後の設計図書等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。</p> <p>(3) 建設工事共同企業体協定書の写しの提出期間、場所及び方法</p> | <p>ア 期間 令和4年6月28日（火）から同年7月26日（火）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 (1)の場所へ持参して提出すること。電子入札へ登録を行うため、郵送及び電送によるものは受け付けない。 ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認のための競争入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 期間 令和4年6月28日（火）から同年7月27日（水）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。 ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(5) 技術資料の提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 期間 令和4年8月12日（金）から同年9月2日（金）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 (4)のウに同じ。</p> <p>(6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法</p> <p>ア 日時 (7) 電子入札システム</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>令和4年9月2日(金)から同月9日(金)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 紙入札(持参又は郵送の場合) 令和4年9月2日(金)から同月9日(金)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 方法 原則、電子入札システムによるものとする。ただし、紙入札(見積)参加届出書を提出し、紙入札の承認を受けた場合は、持参又は郵送(郵便書留に限る。)による提出を認める。また、入札回数 は原則として1回とする。 ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(7) 開札の日時及び場所並びに立会 ア 日時 令和4年10月4日(火) 午前10時</p> <p>イ 場所 郵便番号870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館6階入札室</p> <p>ウ 立会 開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。</p> <p>4 その他 (1) 当該工事請負契約の締結は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。 (2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は、日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。 (3) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金</p> | <p>を免除する。</p> <p>(4) 入札の無効等 ア 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、参加表明書等及び技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札開始前の注意事項及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 イ 談合情報の取扱い ウ 総合評価における談合の認定基準 (7) 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。</p> <p>(4) 談合があったと認定した場合の対応 公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号を適用し、当該入札を無効とし、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。</p> <p>(5) 低入札価格調査基準価格の有無(失格基準有り) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 ア 開札後は、落札者の決定を保留する。 イ 1の(6)に記載する予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。 ウ 評価値の最も高い者が2人以上あるときには、くじにより落札者を決定するものとする。 エ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>りでない。</p> <p>イにより落札者を決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p> <p>カ 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求められることができる。</p> <p>(7) 契約担当者は、参加表明書等の提出後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。</p> <p>なお、イの要件のうち、2の(2)のイの(ウ)、2の(2)のウの(ウ)及び2の(2)のエの(イ)に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること（開札後の書面提出は受け付けない。）。なお、この場合の入札は無効扱いとする。</p> <p>ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p> <p>ア 共同企業体に参加する構成員が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。</p> <p>イ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(8) 契約担当者は、落札決定後に落札者の共同企業体に参加する構成員が、指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要領に基づく指名措置要件に該当するに至った場合を含む。）において、指名停止措置に係る事案が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約（仮契約を含む。）の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(9) 契約担当者は、落札決定後、本契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合（2の(2)のアの(ウ)の場合を除く。）は落札決定の取消し又は仮契約の解除を行う。</p> <p>(10) 契約担当者は、本契約締結後に、契約者が入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合（2の(2)のアの(ウ)の場合を除く。）は契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(11) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札</p> | <p>後に(7)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、(7)から(10)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約（仮契約を含む。）の解除等に伴う損害賠償については、契約担当者は、その責を一切負わないものとする。</p> <p>(12) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(13) 落札者等には、共同企業体の構成員も含まれる。</p> <p>(14) 配置予定監理技術者の確認 落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しない場合がある。</p> <p>(15) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(16) 契約書作成の要 要</p> <p>(17) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無</p> <p>(18) 関連情報を入力するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(19) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 2の(2)のアの(イ)に掲げる競争入札参加資格者の資格を有していない者も3の(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該競争入札参加資格者の資格を有していなければならない。</p> <p>(20) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(21) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity Katsusada Hirose, Governor of Oita Prefecture</p> <p>(2) Products or goods to be procured, name of service and quantity Roadway improvement project ・ Nishihara Tunnel (Name subject to change)</p> <p>(3) Qualification Screening Tue. June 28, 2022 to Wed. July 27, 2022 (9:00 A.M. – 5:00 P.M.)</p> <p>(4) Bidding E-tender</p> |
|--|--|

Fri. September 2, 2022 to Fri. September 9, 2022 (9:00 A.M. — 5:00 P.M.)
Physical Submission (For Hand Deliveries and Mail Deliveries)
Fri. September 2, 2022 to Fri. September 9, 2022 (9:00 A.M. — 4:00 P.M.)

(5) Title of department in charge of official announcement
Road Construction Division, Civil Engineering and Construction Department
(7F, New Annex, Oita Prefectural Office)
3-1-1 Otemachi, Oita City 870-8501
Tel: 097-506-4724

次のとおり落札者等について公示する。
令和四年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
免許台帳ファイリングシステム
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和四年五月十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 大分支店 支店長 繁 友 英 之
大分市東春日町十七番十九号 大分ソフィアプラザビル二F
- 五 落札金額
五千五百二十二万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和四年三月二十五日